

## 心を一つに、この危機を乗り越えましょう!!

新型コロナウイルス感染症による『緊急事態宣言』が延長されました。依然として兵庫県は特定警戒都道府県に指定されています。感染防止対策は継続され、引き続き、市民の皆様一人ひとりに感染拡大防止のための行動をお願いします。

既に市民の皆様には、多大なご不便、不都合をおかけし、ご理解とご協力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。また、たくさんの有志の方々や団体・企業の皆様からの温かいご支援をいただき、さらに、市民の皆様の間では手作りマスクの作成などいろいろな助け合いの活動も生まれており、深く感謝しております。

市としましては、何よりも市民の皆様への迅速な情報提供を第一に、医療機関、福祉施設等へ感染防止のためのマスクや消毒液の配布など感染防止対策、休校・休園の対応など緊急対策を行ってまいりました。今、市の新たな支援策の準備を進めており、同時に国・県とも協調しながら特別定額給付金などの支援の準備も進めております。また、市のホームページでは、子どもたちの学びや健康のための体操の動画をはじめ、いろいろな情報を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

この戦後最大の危機から、一日も早く日常の生活を取り戻すため、心一つに力を合わせて、一緒に乗り越えていきましょう。

令和2年5月10日

相生市新型コロナウイルス対策本部 本部長

相生市長 **谷口 芳紀**

### 【市民の皆様へ】

相生市では、下記のとおり感染拡大防止対策を延長します。

- ◎市内公立の学校園は5月31日(日)まで臨時休校・休園。
- ◎休校・休園期間中の保育所、学童保育は感染防止対策を徹底し開設。ただし、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請
- ◎市内公共施設は5月31日(日)まで休館。
- ◎市及び教育委員会主催イベント等は6月15日(月)まで原則中止・延期。
- ◎美化センターは6月14日(日)の休日開放を中止。

※外出自粛要請に伴い、家庭ゴミの量も増えていると思います。市指定ごみ袋を配布いたしますのでご活用ください。

## < お知らせ >

### ◎特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されます。

対象者	令和2年4月27日に相生市の住民基本台帳に記載されている者
給付額	1人につき10万円
受給権者	住民基本台帳に記載されている者の属する世帯の世帯主
申請等	感染拡大防止のため、郵便による申請をお願いします。やむを得ず窓口申請される場合は、事前に電話等で書類等の確認を行い、受付時の時間短縮にご協力をお願いします。 ※現在、申請書発送、受付事務等の準備を進めております。準備が整い次第、各世帯に申請書等を郵送します。(5月中に発送予定)
問合せ	総務省コールセンター 03-5638-5855 午前9時～午後6時30分(土・日、祝日除く) ※5月13日(水)から相生市特別定額給付金専用ダイヤルを開設。 相生市特別定額給付金受付専用 23-7167 午前9時～午後5時

#### 【 給付金を装った詐欺にご注意を!! 】

- 相生市や総務省が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることはありません。
- 相生市や総務省が給付のために手数料の振込みをお願いすることはありません。
- 現時点で、市や総務省が世帯構成や銀行口座など個人情報をお問い合わせすることはありません。


### ◎子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

対象者	令和2年4月分の児童手当受給者及び新高校1年生のいる世帯は令和2年3月分の児童手当受給者。(特例給付受給者は除く。)
支給額	対象児童1人につき1万円
申請等	原則、申請は不要。(公務員の場合は申請が必要となります。)給付を希望しない場合のみ申出書が必要です。
問合せ先	子育て元気課子育て支援係 22-7175

## ◎休業要請事業者経営継続支援事業

国県の休業等の要請に応じる中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を支えるための支援金を県と市町が協調して支給します。

対象者	以下の要件をすべて満たす中小法人・個人事業主	
給付要件	① 令和2年3月1日以前に創業し、県内に事業所を置く中小法人・個人事業主 ② 令和2年4月又は5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること ③ 県の休業要請等に応じ、対象となる施設を期間中継続して休業していること	
給付額	中小法人100万円 個人事業主50万円 ※上記は上限額であり、要請の内容や休業期間等により給付額は異なります。	
申請等	6月30日（火）まで 郵送・電子申請にて受付 ※詳細は兵庫県ホームページをご覧ください。	
問合せ	(兵庫県) 経営継続支援金 相談ダイヤル 078-361-2281 午前9時～午後5時（土・日、祝日を含む毎日）	

## ◎生活福祉資金の貸付制度（兵庫県社会福祉協議会による無利子貸付制度）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入に減少等があり、緊急かつ一時的な生計維持のための費用を必要とする世帯を対象とした無利子の貸付制度があります。

緊急小口資金	貸付限度額：10万円以内。または20万以内。
総合支援資金	貸付限度額：単身世帯 月額15万円以内。3ヶ月以内。 複数世帯 月額20万円以内。3ヶ月以内。 ※詳細は、相生市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。
問合せ	相生市社会福祉協議会 23-2666

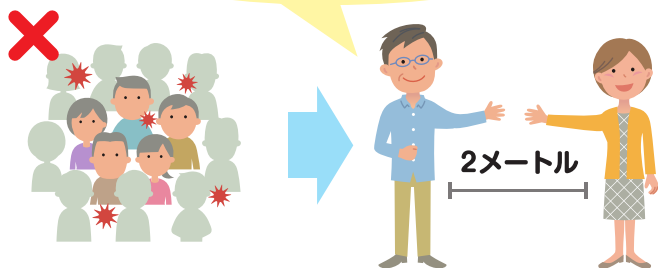
◎その他の関連情報は、市または兵庫県ホームページで確認ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

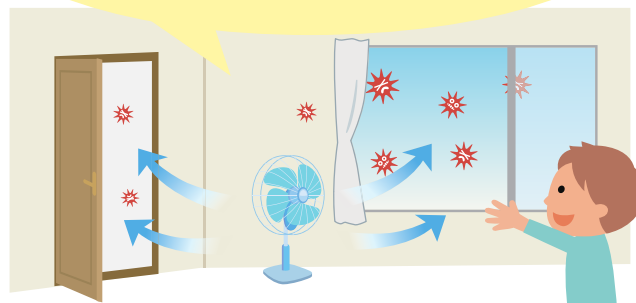
# 「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と  
十分な距離を取る!



窓やドアを開け  
こまめに換気を!



屋外でも密集するような  
運動は避けましょう!

少人数の散歩や  
ジョギングなどは大丈夫

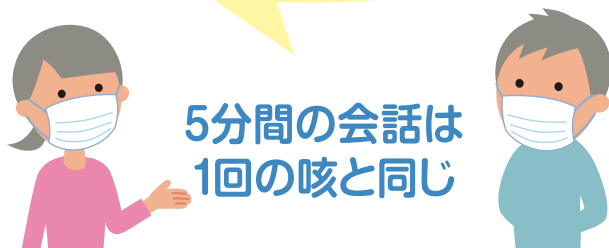


飲食店でも距離を取りましょう!

- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る



会話をするときは  
マスクをつけましょう!



5分間の会話は  
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは  
会話を慎みましょう!

